津 市 用 第 168 号
令 和 2年 4月 22日

三重県土地家屋調査士会
会長 古 尾 圭 一 様

津市長 前 葉 泰 幸
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に係る津市境界確認事務取扱要領の取り扱いについて（通知）

このことについて、令和2年4月16日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更において三重県が緊急事態措置対象区域になりました。新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針では、国民に対して「不要不急の外出の自粛、三つの密を避けること等」を求めています。

このことから、本市の境界確認事務については、津市境界確認事務取扱要領第15に基づき、当分の間別紙のとおり取り扱うことと致します。

お忙しい中、大変申し訳ございませんが、会員の皆さまへご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

津市建設部用地・地籍調査推進課
用地担当
電話 059-229-3193 Fax059-229-3345
Email 229-3193@city.tsu.lg.jp

（別紙）

津市境界確認事務取扱要領の取り扱いについて

津市境界確認事務取扱要領中
（申請書及び添付書面） 第4
（処理期間） 第10
（境界確認の不調） 第13(1)～(4)

第4の(3)、(9)、(10)、(11)については、登記情報提供サービスを利用した登記情報でも可能とします。（代理者が確認した旨の署名・押印が必要）

第10及び第13(1)～(4)の期間については、適用しないものとします。

なお、この通知日現在で受付が完了している案件も対象とします。

また、立会確認を行う場合は、時間差による立会や、別日に境界を確認するなど、関係者が接触する機会の軽減に極力ご配慮いただきますようお願いいたします。

境界確認申請等、申請に係るものは極力郵送にて行っていただくようご協力お願いいたします。

急な協議等が必要な場合は、事前にご連絡ください。